

# 鴨水同窓会会則

昭和 29 年 10 月 23 日制定

昭和 36 年(会費)、39 年(顧問)、43 年(幹事)、49 年(会費)、52 年(入会金)

61 年(会則)一部改正、平成 4 年(会則)一部改正、令和 3 年度(会則)一部改正

第 1 条 本会は鴨水同窓会と称し本部は倉吉東高等学校に置く。

第 2 条 本会は会員相互の親善を図り各自の向上発展に資し母校との連絡を密にすることを目的とする。

第 3 条 本会は次の会員により組織する。

- 1 鳥取県立倉吉中学校卒業生
- 2 " 倉吉商業学校卒業生(倉吉町立商業学校卒業生を含む)
- 3 " 倉吉工業学校卒業生
- 4 " 倉吉第一高等学校卒業生
- 5 " 倉吉中学・倉吉一高併設中学校卒業生
- 6 " 倉吉実業高等学校卒業生
- 7 " 倉吉工業・倉吉実高併設中学校卒業生
- 8 " 倉吉高等学校卒業生
- 9 " 倉吉東高等学校卒業生

卒業生は通常会員、現旧職員は特別会員とする。

途中で上級学校に入学した者は卒業生に準じる。

途中で転退学した者も会員の推薦があるときに会長は諮議して会員とすることができる。

第 4 条 本会に次の役員を置く。

- 1 会 長 1 名
- 2 副会長 4 名以内
- 3 常任相談役 若干名
- 4 常任理事 若干名
- 5 理 事 若干名
- 6 監 査 2 名
- 7 幹 事 若干名

第 5 条 役員を選出および任期は次の通りとする。ただし再任を妨げない。

1 会長、副会長、常任理事、理事、監査は総会において選出し、その任期は2ヶ年とする。

2 幹事は各回幹事と地区幹事とし、各回幹事は各回卒業生より、地区幹事は各地区在住の卒業生より、それぞれ会長が選出する。

第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し一切の会務を統督する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代理する。
- 3 理事は本会の運営につき会長の相談に応える。
- 4 監査は本会の会計を監査する。
- 5 幹事は会務に参与し各回卒業生、及び地区在住の卒業生の連絡に当る。

第 7 条 本会に常任相談役を置く。常任相談役は役員会又は総会の推薦により会長が委嘱する。

第 8 条 本会に顧問を置く。顧問は役員会又は総会の推薦により会長が委嘱する。

(顧問のうち 1 名は倉吉東高等学校校長を推す。)

第 9 条 本会に事務局を設け庶務会計を掌る。事務局員は倉吉東高等学校の職員中より会長が委嘱する。

第 10 条 会員は住所、氏名、業務等を変更したときはその旨を本会に届出る。

第 11 条 卒業生は入会金を拠出する。

第 12 条 本会は毎年 1 回定期総会を開催する。必要があるときは臨時総会を開く。

第 13 条 定期総会においては前年度会務の報告、決算の承認、役員選挙、会則の改正、その他本会に係る重大な事項を議決する。

第 14 条 総会の議事は出席会員の過半数によって可否を決定する。可否が同数のときは議長が決定する。

第 15 条 会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。翌年度予算は毎年 3 月役員会を開いて決定する。

第 16 条 本会に次の帳簿を設ける。

- 1 会員名簿
- 2 同窓会日誌
- 3 会計簿

第 17 条 会則にない事項で急を要するときは役員会の決議による。

第 18 条 本会則は令和 3 年 6 月 29 日より実施する。